

国の債権に係る情報の公表

国土交通省（社会資本整備事業特別会計治水勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成19年度						平成20年度						平成21年度									
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額							
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額				
合 計							34,914	4,410	30,504	28,517	3,230	0	25,287	-	374,312	14,391	359,921	364,197	8,054	24	356,142	0
備 考							【前年度以前発生分】 公共事業費受益者等負担金債権 2,402 受託事業費債権 3,047 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権 251,963 公共事業費受益者等負担金債権 42,270	【前年度以前発生分】 公共事業費受益者等負担金債権 872 受託事業費債権 2,109 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権 246,528 公共事業費受益者等負担金債権 42,270	【前年度以前発生分】 公共事業費地方負担金債権 5,435 受託事業費債権 3,968 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権 292,569	【前年度以前発生分】 公共事業費地方負担金債権 3,901 受託事業費債権 2,887 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権 292,569												

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	平成19年度末現在額								平成20年度末現在額								平成21年度末現在額																
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分										
	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	合計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分			
歳入																																	
(款)地方公共団体工事費負担金収入																																	
(項)地方公共団体工事費負担金収入																																	
(目)公共事業費地方負担金債権										3,901	1,533	--	--	3,901	1,533	--	--	3,901	1,533	--	--	--	--	1,533	--	1,533	--	--	--	--	--		
(款)電気事業者等工事費負担金収入																																	
(項)電気事業者等工事費負担金収入																																	
(目)公共事業費受益者等負担金債権										--	--	--	2,187	--	2,187	--	--	--	--	--	--	--	--	1,966	--	1,966	--	--	--	--	--		
(款)償還金収入																																	
(項)償還金収入																																	
(目)河川事業資金収益回収特別貸付金債権										--	--	--	282	--	282	--	--	--	--	--	--	--	--	257	--	257	--	--	--	--	--		
(目)河川事業資金収益回収償還時貸付金債権										--	--	--	426	--	426	--	--	--	--	--	--	--	--	207	--	207	--	--	--	--	--		
(目)河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権										--	--	--	327	--	327	--	--	--	--	--	--	--	--	295	--	295	--	--	--	--	--		
(目)河川総合開発事業資金収益回収償還時特別貸付金債権										--	--	--	34	--	34	--	--	--	--	--	--	--	--	10	--	10	--	--	--	--	--		
(目)獨立行政法人水資源機構収益回収償還時貸付金債権										--	--	--	45	--	45	--	--	--	--	--	--	--	--	28	--	28	--	--	--	--	--		
(目)砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権										--	--	--	170	--	170	--	--	--	--	--	--	--	--	107	--	107	--	--	--	--	--		
(款)附帯工事費負担金収入																																	
(項)附帯工事費負担金収入																																	
(目)公共事業費受益者等負担金債権										--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
(款)受託工事納付金収入																																	
(項)受託工事納付金収入										59	4,582	--	997	59	5,579	--	--	--	--	--	--	--	--	1,957	--	1,456	--	3,414	--	--	--	--	
(目)公共事業費受益者等負担金債権										--	1,535	--	59	--	1,594	--	--	--	--	--	--	--	--	435	--	375	--	811	--	--	--	--	
(目)受託事業費債権										59	3,046	--	938	59	3,984	--	--	--	--	--	--	--	--	1,521	--	1,080	--	2,602	--	--	--	--	
(款)雑収入																																	
(項)雑収入										575	0	180	2	755	2	--	--	--	--	--	--	--	--	1,821	0	472	1	2,293	1	--	--	--	
(目)公共事業費受益者等負担金債権										0	--	28	--	28	--	--	--	--	--	--	--	--	--	2	--	27	--	29	--	--	--	--	
(目)請納付金債権										--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
(目)物件使用料債権										--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
(目)費用弁償金債権										144	0	36	--	180	0	--	--	--	--	--	--	--	--	1	--	181	--	182	--	--	--	--	
(目)返納金債権										--	--	15	--	15	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	15	--	15	--	--	--	--	--	
(目)延滞金債権										--	--	0	0	0	0	--	--	--	--	--	--	--	--	0	0	0	0	0	--	--	--	--	
(目)損害賠償金債権										343	--	88	2	432	2	--	--	--	--	--	--	--	1,817	--	244	1	2,058	1	--	--	--		
(目)利息債権										87	--	10	--	97	--	--	--	--	--	--	--	--	--	1	--	6	--	7	--	--	--	--	
合 計										4,536	6,115	180	4,474	4,717	10,590	--	--	--	--	--	--	--	1,821	1,957	2,005	4,330	3,827	6,288	--	--	--	--	

※1. 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、総数において合計とは合致しないものがある。

※2. 「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第四号の規定により設置された治水特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則二百四十二条第三項の規定により治水特別会計の平成十九年度末における権利義務は、一般会計並びに本会計の業務勘定及び本勘定に帰属した。